

佐渡ジオパーク食レシピコンテスト募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、佐渡ジオパーク（以下「本ジオパーク」という。）の魅力を広く発信し、本ジオパーク食をPRするために佐渡ジオパーク食レシピコンテスト（以下「本コンテスト」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施手法)

第2条 本コンテストは、スマートフォン向け写真共有アプリケーションのInstagramを用いて実施するものとする。

(レシピ)

第3条 本コンテストで募集するレシピは、佐渡ジオパーク食の食材を1品以上使用し、本コンテストのために新たに考案したものとする。ただし、食材は佃煮やジャムなどの加工品を使用しても良いものとする。

(実施期間)

第4条 本コンテストの実施期間は、令和4年7月1日から令和4年11月30日までとする。

(応募資格)

第5条 本コンテストの実施目的に賛同する方（日本国内在住）であれば、プロ・アマチュアを問わない。

(応募方法)

第6条 本コンテストの応募者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、第3条に沿ったレシピをInstagramに投稿するものとする。

- (1) 応募者が取得したInstagramのアカウントを公開していること
- (2) 本ジオパークのInstagramアカウント（sado_island_geopark）をフォローしていること
- (3) レシピ及び写真または動画（以下「作品」という）を投稿する際には、キャプションに「料理名」、「材料と分量」、「レシピ」及び「料理のアピールポイントのコメント」並びに「#佐渡ジオパーク」、「#佐渡ジオパーク食レシピコンテスト」を入力すること。

なお、同ハッシュタグのほかにその他複数のハッシュタグを入力することは差支えない。

(投稿の制限等)

第7条 応募者の投稿回数に制限は設けないこととする。ただし、1回の投稿につき料理名及びレシピの記載は1点のみとする。

- 2 投稿する作品は、応募者が考案した未発表のものに限るものとする。
- 3 投稿する写真または動画は、第4条の期間に撮影されたものに限るものとする。
- 4 人物が写った写真または動画は、被写体となった者の了解を得たもののみ投稿することができる。
- 5 写真または動画は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更などの加工を施して投稿することができるが、組写真や合成写真等は投稿することができない。

(投稿の禁止行為等)

第8条 次の各号に掲げる行為を禁止行為とする。

- (1) 被写体の許諾を得られていない写真または動画を応募する行為
- (2) 応募写真または動画に、個人を特定できる情報を記載する行為
- (3) ほかのコンテストや店舗などで公表されている作品を応募する行為
- (4) 法令に違反する行為及び違反する行為を幫助・勧誘・強制・助長する行為
- (5) 本コンテストのサーバーに過度の負担を及ぼす行為
- (6) 本コンテストの運営を妨害する行為
- (7) 他の方の本コンテストへの応募を妨害する行為
- (8) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為。公職選挙法に抵触する行為
- (9) 他人の名誉、社会的信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権、著作権その他の知的財産権を侵害する行為。また、その他の権利（法令で定められたもの及び判例上認められたもの全てを含む）を侵害する行為
- (10) 他の方への中傷、脅迫、いやがらせに該当する行為
- (11) 佐渡ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）の許諾を得ない売買行為、オークション行為、金銭支払やその他の類似行為
- (12) 協議会の許諾を得ない商品やサービスの広告、宣伝を目的としたプロフィール内容の公開、その他スパムメール、チェーンメール等の勧誘を目的とする行為
- (13) 宗教の布教を目的とする行為。
- (14) 他人の名義、その他会社等の組織名を名乗ること等による、なりすまし行為
- (15) 公序良俗、一般常識に反する行為
- (16) その他上記に準じる行為

(応募作品の掲載中止等)

第9条 前条の禁止行為に該当すると協議会が判断した場合、その他規約に違反した内容であると協議会が判断した場合には、協議会は、当選およびサイト上への掲載を取消することができるものとする。

(費用の負担)

第10条 作品を投稿する際に必要なインターネットの通信料については、応募者が負担するものとする。

(審査及び審査基準)

第 11 条 本コンテストの審査は、令和 5 年 1 月に、佐渡ジオパーク推進協議会事業部会員により行う。

2 本コンテストの審査は、あらかじめ事務局が選定した 10 作品を新潟調理師専門学校講師が調理し、試食を行う。当該調理者も審査員に加わり、解説及び助言を行うものとする。

3 本コンテストの審査は、以下の基準により採点する。各審査員の持ち点は以下のとおりとする。

- | | | |
|-----|---|--------|
| (1) | おいしいさ | 40 点満点 |
| (2) | 出来上がりの見た目 | 30 点満点 |
| (3) | 佐渡ジオパーク食の PR 度 | 20 点満点 |
| (4) | レシピの手軽さ | 10 点満点 |
| (5) | その他、調味料等に分類される食材（塩、お酒、海洋深層水、お茶、佐渡牛乳・バター・チーズ）を 1 品以上使用した場合は、5 点加算されるものとする。 | |

(賞及び副賞等)

第 12 条 第 6 条及び第 7 条の要件を満たす投稿のうち、協議会は、第 11 条第 2 項の基準により採点し、合計点が高いものから順に最優秀賞、優秀賞とする。

2 応募者が投稿した本コンテストの作品に対して、「いいね」が最も多い作品を「いいね」最多賞とする。ただし、「いいね」最多の作品がその他の賞を受賞した場合、その作品を除いて最も「いいね」が多かった作品を「いいね」最多賞とする。

3 第 1 項及び第 2 項に選定されなかった作品のうち、審査員の間で特に印象の良かった作品を、審査員特別賞とする。

4 前項の選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。

5 当該作品を投稿した者（以下「受賞者」という。）には、賞品として選定の結果に応じて次の各号の商品を提供することができる。ただし、同じ応募者の複数の作品が入賞作として選定された場合は重複して賞品を提供せず、上位の 1 作品に対応する賞品のみを提供するものとする。

- (1) 最優秀賞を 1 本選定する。これの副賞は、(株)JA 佐渡が提供する「佐渡産米 5 kg、選べる佐渡産品(12 か月分)」、佐渡ジオパークオリジナルグッズ (5,000 円分) 及び佐渡ジオパークガイド利用券 (2,500 円分) とする。
- (2) 優秀賞を 1 本選定する。これの副賞は、(株)JA 佐渡が提供する「佐渡産米 5 kg、選べる佐渡産品(3 か月分)」、佐渡ジオパークオリジナルグッズ (3,000 円分) 及び佐渡ジオパークガイド利用券 (2,500 円分) とする。
- (3) 「いいね」最多賞を 1 本選出する。これの副賞は、(株)JA 佐渡が提供する「佐渡産米 5 kg、選べる佐渡産品(2 か月分)」、佐渡ジオパークオリジナルグッズ (3,000 円分) 及び佐渡ジオパークガイド利用券 (2,500 円分) とする。
- (4) 審査員特別賞を 1 本選出する。これの副賞は、(株)JA 佐渡が提供する「佐渡ジオパーク食詰合わせ」(5,000 円相当) とする。
- (5) 参加賞として(株)JA 佐渡が提供する「佐渡バター」を抽選で 100 名に提供する。
- (6) 当該受賞作品は、佐渡ジオパーク推進協議会ホームページや SNS 等で紹介する

他、佐渡市内の飲食店等で認められた場合は、販売されるものとする。

6 賞品の発送は日本国内に限るものとする。

7 第6条及び第7条の要件を満たしていない投稿は、選定の対象外とする。

(受賞者への連絡)

第13条 協議会は、Instagramのメッセージ機能を利用し、受賞者にその旨を連絡するものとする。

2 受賞者は、次に掲げる事項を協議会が指定する日までに協議会へInstagramのメッセージ機能を利用して連絡するものとする。

(1) 受賞者の住所

(2) 副賞等の発送先

(3) 氏名

(4) 年齢

(5) 電話番号

3 協議会が指定した日までに連絡がない場合は、副賞の受取りを辞退したものとみなし、副賞の授与を行わない。ただし、それは受賞そのものを取消すものではない。

(受賞者の公表)

第14条 協議会は、受賞者が決定した後、投稿された作品、受賞者のアカウント名を本ジオパークウェブサイト、SNS等において公表するものとする。

(個人情報保護)

第15条 協議会は、応募者の個人情報を厳重に管理し、賞品等の発送以外の目的のために利用しないものとする。

(著作権等)

第16条 投稿された作品の著作権は応募者に帰属するが、協議会は投稿された作品を本ジオパークホームページ、本ジオパークのInstagramアカウントその他のSNSアカウント、協議会の印刷物、協議会が関与するイベントでの展示等で利用することができるものとし、応募者はその旨同意したものとみなす。また、目的の範囲内であれば、協議会の許可において、他の団体・企業等でも使用できるものとする。

2 投稿された作品において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、協議会は一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

(損害に対する責任)

第17条 協議会は、本コンテストが第1条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要項は、令和4年7月1日から施行する。